

中学生国際交流事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 目的

本プロポーザルは、佐渡市の中学生国際交流事業を円滑かつ効果的に実施するため、専門的な知見や企画力を有する最適な事業者を選定することを目的とする。

(2) 事業の趣旨

本事業は、友好交流都市である台湾高雄市との交流を通じ、中学生の異文化理解や国際的なコミュニケーション能力の向上を図るものである。あわせて、帰国後の報告会等を通じて地域や学校の国際理解教育の推進と、学校の魅力向上に寄与する。

(3) 業務内容

中学生国際交流事業業務委託仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

(5) 提案限度額

2,988,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額には、本業務の履行に要する経費の全てが含まれる。

本業務の契約金額を示すものではない。

※提案限度額を超える見積金額の提案は失格とする。

2 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、参加表明書提出日を基点として、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、基準日から契約締結までの間に、要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しないこと。
- (2) 国または地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (3) 国税または地方税を滞納していない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをされた者でないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号又は第 6 号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (6) 提案事業を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者又は受けることができる者であること。

3 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次のとおり受け付ける。

(1) 受付期限

令和 8 年 6 月 24 日（水）正午まで

(2) 提出方法

件名に「中学生国際交流事業業務委託に係る質問（事業者名）」を明記の上、質問書（様式第 1 号）により、電子メールで提出すること。

(3) 提出先

佐渡市教育委員会 学校教育課 学事指導係

メール：k-gakko@city.sado.niigata.jp

(4) 回答方法

提出された質問に対する回答は、令和 8 年 6 月 25 日（木）までに電子メールで回答する。

4 参加表明書の提出等

このプロポーザルに参加する者は次のとおり参加表明書及び誓約書を提出すること。

(1) 提出書類（各 1 部）

① 参加表明書（様式第 2 号）

② 誓約書（様式第 7 号）

(2) 提出期限

令和 8 年 6 月 26 日（金）正午まで

(3) 提出先

佐渡市教育委員会 学校教育課 学事指導係

メール：k-gakko@city.sado.niigata.jp

TEL：0259-58-7355

件名に「中学生国際交流事業業務委託プロポーザル参加表明書（事業所名）」と明記の上、電子メールで提出すること。併せて提出した旨を電話すること。

(4) 参加資格確認

参加表明書の内容が「2 プロポーザル参加資格」を満たさない場合、当該参加の申出は無効とする。

(5) 辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、提案書の提出期限前日までに辞退届（様式第3号）を電子メールにより提出すること。送付後、提出先宛に受信確認の電話を行うこと。

5 プロポーザルの参加手続等

(1) 提出期限

令和8年7月8日（水）正午必着

(2) 提出書類

- ① 企画提案書等提出書（様式第4号）
- ② 企画提案者に関する調書（様式第5号）
- ③ 業務実施体制調書（様式第6号）
- ④ 企画提案書（任意様式）
- ⑤ 見積書（任意様式）

（※見積書の記載要件は次のとおりとする。）

見積額は総額（消費税及び地方消費税を含む）を記載すること。

見積書区分の計上は、仕様書の積算要件に基づき記載すること。

特に引率者3名分のうち、国内移動費・航空運賃等・宿泊費・食事費は契約金額に含まれないため受託者見積りに計上しない。

(3) 提出方法

データをメールで提出すること。

(4) 提出先

佐渡市教育委員会 学校教育課 学事指導係

電話：0259-58-7355

メール：k-gakko@city.sado.niigata.jp

※件名に「中学生国際交流事業業務委託プロポーザル 企画提案書（事業所名）」と明記してください。

※電子メール送信後は必ず佐渡市教育委員会学校教育課学事指導係へ送信した旨ご連絡ください。

※添付ファイルの合計容量が5MB以上となる場合は、その旨お申し出ください。

※受付は、休日を除く日の午前8時30分から午後5時30分までの間です。

6 提出書類の取扱い等

(1) 企画提案に要する費用

企画提案に要する一切の費用は、事業者の負担とする。

(2) 書類の書換え等

提出された企画提案書について書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(3) 返却

提出された企画提案書は、返却しない。

(4) 使用範囲・開示

企画提案書は、審査のために必要な範囲で使用する。なお、佐渡市情報公開条例その他関係法令に基づき開示する場合がある。

7 審査方法（選定手順）

(1) 審査方法について

① 本業務における企画提案に係る審査は、「中学生国際交流事業業務選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）が行う。

② 企画提案内容等について総合的に審査を行い、審査の採点の合計により各提案者の順位を決め、最高得点のものを最優秀提案者とする。

③ 最高得点のものが複数の場合、選定委員会が総合的に判断し最優秀提案者を選定する。

(2) プレゼンテーション・ヒアリングについて

① 日時：令和8年7月10日（金）※午前を予定

② 場所：佐渡市役所 第1庁舎2階 1-201会議室
（佐渡市千種232番地）

③ 出席者：参加者側の出席者は2名までとする。

④ 実施順：順番及び時間は、参加表明書等を受理後に電子メールにて連絡する。

⑤ 説明時間：各参加者15分以内とし、その後、質疑応答を10分程度行う。

⑥ 資料等：選定委員会では、提出された企画提案書の内容に基づく範囲に限り、資料の配布や投影を認める（企画提案書に記載のない新たな内容を追加しないこと）。

(3) 審査項目

項目	配点
1. 業務実施体制	20
① 会社概要、業務実績、業務遂行能力	10
② 業務実施責任者・担当者の資格、経歴	5
③ プレゼンテーションにおける取組姿勢	5
2. 企画提案内容	80
① 総合的な安全管理体制	20
② 行程の妥当性及び見学先の企画提案	20
③ 移動手段及び滞在中の旅行手配	15
④ オリエンテーション及び成果報告会への協力	10
⑤ 現地交流プログラムの運営支援（通訳等）	5
⑥ 見積金額の妥当性	10
合計	100

(4) 受託者の選定

審査の結果、得点の最も高い者が最優秀提案者に選定される。また、市が定める基準を満たす企画提案が無かった場合、再度企画競争を行う。

(5) 審査結果の通知及び公表

結果については、すべての提案者に電子メールにより通知する。また、選定事業者（最優秀提案者）のみを佐渡市ホームページに公表する。なお、本プロポーザルの審査結果に関する異議申し立て、質問等には応じない。

8 実施スケジュール

項目	日程
プロポーザル参加者募集開始	令和8年6月17日（水）
質問書の受付期間	令和8年6月17日（水）から 令和8年6月24日（水）正午まで

項目	日程
質問書に対する回答	令和8年6月25日（木）
参加表明書及び誓約書の提出期限	令和8年6月26日（金）正午まで
企画提案書の提出期限	令和8年7月8日（水）正午必着
審査（プレゼンテーション）	令和8年7月10日（金）
審査選定結果通知	令和8年7月13日（月）

9 審査項目ごとの採点基準

配点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
20点	20	16	12	8	4
15点	15	12	9	6	3
10点	10	8	6	4	2
5点	5	4	3	2	1

10 失格又は無効

本プロポーザル参加者が、次のいずれかの事項に該当した場合は失格又は無効とする。

(1) 参加資格不適合

「2 プロポーザル参加資格」に定める要件を満たさない（満たさなくなった）者による提案をした場合

(2) 虚偽記載

企画提案書その他提出書類に虚偽の内容を記載した場合

(3) 審査の公平性への影響行為

審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

(4) 提案限度額超過

提案限度額（1の(5)）を超える見積金額の提案をした場合

11 契約手続等

本プロポーザルは、本業務に適した提案者を選定するものであり、委託契約

締結前に佐渡市と契約関係は生じない。

(1) 業務内容に関する協議

本業務の内容は、佐渡市が示した仕様書及び委託候補者が提出した企画提案をもとに確定するが、業務目的達成のために必要と認められる場合は、佐渡市と委託候補者の協議により、企画提案の内容を変更したうえで業務内容を確定することがある。

委託候補者との協議が整わなかった場合や委託候補者が委託契約を辞退した場合は、審査結果において次点であった者と協議を行う。

1 2 その他留意事項

(1) 費用負担

本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 提案者が1者の場合

提案者が1者しかいない場合においても、プレゼンテーションにより選定を行う。

1 3 問い合わせ先

〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地
佐渡市教育委員会 学校教育課 学事指導係
電話：0259-58-7355
メール：k-gakko@city.sado.niigata.jp